

ペットボトルべール品売払(ペットボトル水平リサイクル事業)仕様書(案)

1 業務名

ペットボトルべール品売払(ペットボトル水平リサイクル事業)

2 業務内容

- (1) 本市で回収・加工したペットボトルべール品を買受し、事業者の責任において、これを運搬・リサイクル処理(残渣・異物処理を含む)・製造販売を行い、新たなペットボトルへ再商品化する。
- (2) 本市において、未来を担う子ども達への環境学習や市民意識の高揚に向けた取組を行い、循環型社会の構築を推進する。

3 売払物件

宇部市環境保全センターで、選別、減容、梱包されたペットボトルべール品

(1) ペットボトルべール品寸法等

- ・寸法:長さ 400 mm×高さ 300 mm×奥行 600 mm
- ・重量:1個当たり約 18 kg
- ・結束材:PPバンド

※目安であり保証値ではありません。

(2) べール品の性状等

家庭から排出されたペットボトルで、キャップ及びラベルを除去し、洗浄されたものを塵芥収集車にて収集、中間処理過程において不適物を手選別した後、べール化して、パレット2段に25べール荷積み状態で保管(参考1参照)しているもの。

※自動販売機や事業所から排出されるペットボトルは含まない。

(3) 予定引渡数量

年間約 290 トン(令和5年度実績見込みによる)

4 売払(引渡)量の決定方法

宇部市の所有するトラックスケールにおいて、積込前と積込後のそれぞれにおいて計量を行い、当該差引数量をもって売払(引取)量を決定するものとする。

5 引渡及び積込等

(1) 引渡場所

宇部市環境保全センター(山口県宇部市大字沖宇部 5272 番地 5)

(2) 引渡期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、引渡日については、別途協議の上、決定する。

(3) 引渡方法及び日時

置場渡しとし、引取日時は、契約締結後に圧縮梱包施設管理運営受託者(以下「管理運営受託者」という。)と協議の上、決定すること。

(4) 積込方法等

- ① パレット及び荷くずれ防止用の紐は、事業者で準備することとし、積込方法及びパレットの必要数量等は、管理運営受託者と別途協議すること。
- ② 積込時は、宇部市が準備する積込車両(フォークリフト)を使用できるものとする。

(5) 運搬車両

- ① 事前に宇部市に登録申請（様式2）を行い、登録された車両を使用すること。
- ② 事業者が調達し、積込作業は、事業者が行うものとする。

(6) その他詳細は、管理運営受託者と別途協議すること。

6 残渣・異物の処理

- (1) 再商品化の過程において発生する残渣・異物については、可能な限り再生利用に努めるとともに、事業者の責任において適正に処理すること。
- (2) 処理に係る費用は、事業者の負担とする。

7 循環型社会構築に向けた取組

第5次宇部市総合計画で掲げる「循環型社会の構築」に向け、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や市民意識の高揚に繋がる取組を実施するものとし、具体的な内容は提案内容に基づき、費用負担を含め、別途協議の上、決定する。

8 契約方法

(1) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 契約の形態

物品売買単価契約（1kg当たりの単価）

(3) 売却金額

本件実施における提案金額（単価）に毎月の引取重量を乗じ、消費税及び地方消費税額を加算した金額

(4) 売払代金の支払

本市が発行する納入通知書により、指定日までに支払うこと。

9 提出書類

次に掲げる提出書類を電子データで、それぞれ指定する期日までに提出すること。

- ・（様式1）業務責任者選任届…契約開始日の前日
- ・（様式2）運搬車両登録申請書（自動車検査証の写しを添付すること。）…契約開始日2週間前
- ・（様式3）引取精算書…各月ごと翌月10日
- ・（様式4）再製品化及び販売実績報告書…各月ごと翌月10日
- ・（様式5）異物・残渣処理報告書…四半期ごと別途指定する期日
- ・（様式任意）実績報告書…令和7年4月11日（金）

循環型社会構築に向けた取組、リサイクル処理状況及び引取重量等の報告

10 疑義の解決

事業の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上、解決するものとする。必要と認められる軽微な事項については、事業者の責任において行うものとする。

11 法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 その他留意事項

本事業に関し、買受者の責任に基づく行為により、宇部市と宇部市以外の第三者に対して損害を与えたときは、買受者は、自己の費用及び責任においてこれを賠償するものとする。